

○松山市市民農園貸付要綱

平成 14 年 5 月 22 日

要綱第 35 号

改正 平成 18 年 12 月 27 日要綱第 114 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日要綱第 47 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）に基づき市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民が農業体験を通じて自然にふれあうとともに農業に対する理解を深め、もって地域農業の振興に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第 2 条 貸付けを受けることができる者は、市内に住所を有する者とする。

2 貸付けは、1 世帯につき 1 人に限り、受けることができる。

(貸付対象農地)

第 3 条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地目及び面積並びに、当該貸付農地について市が有する権利の種類は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第 4 条 貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付区画は、一般用区画及び車いす使用者用区画とする。
- (2) 貸付期間は、4 月 1 日から翌々年の 2 月末日までとする。ただし、市長が適当と認める場合は、別に貸付期間を定めることができる。
- (3) 前号本文の貸付期間による賃料は 1 区画当たり一般用区画 2 万円、車いす使用者用区画 1,500 円とし、同号ただし書の貸付期間による賃料は一般用区画 870 円、車いす使用者用区画 66 円に当該貸付期間の初日の属する月から起算して貸付期間の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。
- (4) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、市長が定める期限までに貸付料の全額を市に前納しなければならない。
- (5) 貸付けは、貸付対象者 1 人につき 1 区画とする。

2 貸付農地においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物の設置

- (2) 営利を目的とした行為
- (3) 貸付農地の第三者への転貸
- (4) 野菜、花（樹木を除く。）等の栽培以外の用途のための使用
- (5) 他の貸付農地への立入り又は近隣住民若しくは他の借受者に迷惑を及ぼす行為
(募集の方法及び募集期間)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、一般公募の方法により行う。

2 募集期間は、市長が別に定める。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、前条第2項に規定する募集期間内に松山市市民農園貸付申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出は、1回の募集につき1世帯当たり1回限りとする。

(選考の方法)

第7条 市長は、前条の規定により申込みをした者のうちから借受者を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により申込みをした者の数が募集した貸付農地の区画数を超えたときは、抽選により借受者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により借受者を決定したときは、松山市市民農園貸付決定通知書（様式第2号）により借受者に通知するとともに、別に定めるところにより貸付契約を締結するものとする。

(農機具の利用)

第8条 市長は、借受者に農機具を無償で貸与し、又は共同で利用させることができる。

(管理担当者)

第9条 市長は、貸付農地の適切な維持管理及び運営を図るため、管理担当者を置くことができる。

2 管理担当者は、貸付農地を管理し、借受者に対する必要な指示を行う。

(貸付契約の解約)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 松山市市民農園解約申出書（様式第3号）により貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。

- (3) 賃料を第4条第1項第3号の期限までに納入しないとき。
- (4) 第4条第2項各号に掲げる行為をしたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前4号に掲げるもののほか、市長が貸付けを不相当と認めたとき。

(貸付農地の返還)

第11条 借受者は、貸付期間が終了したとき、又は前条の規定により貸付契約を解約されたときは、市長が定める期限までに貸付農地を原状に回復して、市に返還しなければならない。

2 市長は、借受者が前項の規定に基づき貸付農地を原状に回復しない場合において、なお当該貸付農地に農作物、資材等があるときは、当該農作物、資材等の所有権その他一切の権利は、放棄されたものとして取り扱うことができる。

(遵守事項)

第12条 借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸付農地について、清掃及び整理整頓を行うほか、ごみは持ち帰る等他の借受者と協力して整備及び保全に努めること。
- (2) 借受者は、相互に尊重し、円満な貸付農地の利用に努めること。

(賃料の不還付)

第13条 既納の賃料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 市の責に帰すべき理由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当な理由があると特に認めたとき。

(損害賠償)

第14条 市は、貸付期間の終了、第10条の規定による貸付契約の解約、天災、病虫害、盗難その他の原因によって発生した農作物、資材等の損害又は事故に対しては、一切その責を負わない。

2 借受者は、貸付農地の施設等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると特に認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(借受者台帳等の整備)

第15条 市長は、松山市市民農園借受者台帳（様式第4号）その他必要な帳簿を備え、

整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

付 則（平成18年12月27日要綱第114号）

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第47号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 北梅本市民農園

所在	松山市北梅本町甲1340番1
地目	畑
面積	3,099m ²
権利の種類	賃借権

2 東垣生市民農園

所在	松山市東垣生町 719番地	松山市東垣生町 720番地	松山市東垣生町 723番地1
地目	田	田	田
面積	1,169.24m ²	239.36m ²	361.31m ²
合計面積	1,769.91m ²		

権利の種類	所有権
-------	-----

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

松山市市民農園貸付申込書

(あて先)
松山市長

申込者 住所
氏名 印
(電話番号)

松山市市民農園貸付要綱第6条の規定により、次のとおり松山市市民農園の貸付けを申し込みます。

なお、利用に当たっては、松山市市民農園貸付要綱を遵守します。

申 込 者	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
借受希望場所	1 北梅本(一般用) 2 東垣生(一般用) 3 東垣生(車いす用)	
貸付期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用目的	市民農園として使用	

第 号
年 月 日

松山市市民農園貸付決定通知書

様

松山市長 印

年 月 日付けで申込みのありました松山市市民農園の貸付けについて、次の
とおり決定しましたので通知します。

借 受 者	フリガナ 氏 名	
	住 所	
貸付場所	1 北梅本(一般用) 2 東垣生(一般用) 3 東垣生(車いす用)	
貸付期間	年 月 日～ 年 月 日	
貸付区画	貸付区画番号 番	
賃 料	円	

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

松山市市民農園解約申出書

(あて先)
松山市長

申出者 住所
氏名 印
(連絡先)

松山市市民農園貸付要綱第10条第1号の規定により、次のとおり松山市市民農園貸付契約を解約したいので申し出ます。

借 受 者	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
貸付場所	1 北梅本(一般用) 2 東垣生(一般用) 3 東垣生(車いす用)	
貸付区画	貸付区画番号 番	
解約の理由等		

様式第4号(第15条関係)

年度 松山市 市民農園借受者台帳

[illegible]

